

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 株式会社南陽

【英訳名】 NANYO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武内 英一郎

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前3丁目19番8号

【電話番号】 (092)472 7331(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営企画室長 篠崎 学

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅前3丁目19番8号

【電話番号】 (092)472 7331(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営企画室長 篠崎 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)
株式会社南陽北関東支店
(埼玉県熊谷市本町2丁目84番地 薬剤師会館1階)
株式会社南陽東京支店
(東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番16号
第8センタープラザ8階)
株式会社南陽関西支店
(兵庫県西宮市甲子園七番町17番28号)

1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当社第64期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金54円（普通配当51円、記念配当3円）

総額343,854,450円

ロ 効力発生日

平成30年6月27日

第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。)として、武内英一郎、眞野耕二、篠崎学、石川一郎、南雲一紀及び古賀貴文を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、吉次信博、和智公一及び灘谷和徳を選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)に対する役員賞与支給の件

当期末時点の取締役(監査等委員である者を除く。)7名に対し、役員賞与総額70百万円を支給するものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により取締役を退任する砂原統に対し、退職慰労金24百万円を贈呈することとし、その贈呈時期、方法等については取締役会に一任するものであります。

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、重任となる取締役(監査等委員である者を除く。)6名に対し、退職慰労金総額70百万円を打ち切り支給することとし、支給の時期は各取締役(監査等委員である者を除く。)退任時、具体的金額及び支給の方法等については取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	45,216	37	0	(注)1	可決 99.91
第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)6名選任の件					
武内 英一郎	45,188	65	0	(注)2	可決 99.85
眞野 耕二	45,190	63	0		可決 99.86
篠崎 学	45,190	63	0		可決 99.86
石川 一郎	45,190	63	0		可決 99.86
南雲 一紀	45,184	69	0		可決 99.84
古賀 貴文	45,179	74	0		可決 99.83
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
吉次 信博	45,166	87	0	(注)2	可決 99.80
和智 公一	44,074	1,179	0		可決 97.39
灘谷 和徳	45,160	93	0		可決 99.79
第4号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)に対する役員賞与支給の件	45,093	160	0	(注)1	可決 99.64
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	45,032	221	0	(注)1	可決 99.51
第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	45,108	145	0	(注)1	可決 99.67

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。